

議案第 77 号

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月11日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
77 号	1

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第2条」を「・第2条」に、「～第41条」を「－第42条」に、「第42条～第50条」を「第43条－第51条」に、「第51条～第53条」を「第52条－第54条」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 市のホームページ

第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第51条を第52条とする。

第3章中第50条を第51条とし、第45条から第49条までを1条ずつ繰り下げる。

第44条中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第2章中第41条を第42条とし、第7条から第40条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第3項中「第21条」の次に「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項第2号中「第12条」を「第13条」に改め、同項第3号アを次のように改める。

ア 入居者又は同居者が次項第2号から第7号までのいずれかに該当する場合、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合及び入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合 214,000円

第5条第1項第3号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同項第5号中「市税等」を、「市税、市に納めるべき使用料等」に改め、同条第2項ただし書中「障害」を「障がい」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者で、その障がいの程度が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい（知的障がいを除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する

1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

第5条第2項第3号中「障害」を「障がい」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(市営住宅の名称及び位置)

第5条 市営住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
市営薬師台住宅	茨城県守谷市薬師台四丁目2番地3

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案	頁数
77号	2

提案理由（議案第77号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により公営住宅法が改正され、市営住宅の入居者の資格を条例で定める必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市営住宅管理条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の管理（第3条～第42条）</p> <p>第3章 駐車場の管理（第43条～第51条）</p> <p>第4章 雜則（第52条～第54条）</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条（略）</p> <p>　　第2章 市営住宅の管理 (入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法 によって行うものとする。</p> <p>　(1) 及び (2)（略）</p> <p>　<u>(3) 市のホームページ</u></p> <p>2（略）</p> <p>　(公募の例外)</p> <p>第4条（略）</p> <p>　<u>(市営住宅の名称及び位置)</u></p> <p>第5条 <u>市営住宅の名称及び位置は、次の表のとおりと する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の管理（第3条～第41条）</p> <p>第3章 駐車場の管理（第42条～第50条）</p> <p>第4章 雜則（第51条～第53条）</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条（略）</p> <p>　　第2章 市営住宅の管理 (入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法 によって行うものとする。</p> <p>　(1) 及び (2)（略）</p> <p>　(新設)</p> <p>2（略）</p> <p>　(公募の例外)</p> <p>第4条（略）</p> <p>　(新設)</p>

四	五
六	七

名称	位置
市営薬師台住宅	茨城県守谷市薬師台四丁目 2 番地 3

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) (略)
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第13条において同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
ア 入居者又は同居者が次項第2号から第7号までのいずれかに該当する場合、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合及び入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合 214,000円
- イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) (略)
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
ア 入居者又は同居者に令第6条第4項の各号のいずれかに該当する者がある場合 令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合

において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) (略)

(5) 市税、市に納めるべき使用料等を滞納していない者であること。

(6) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障がい者で、その障がいの程度が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和

において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(4) (略)

(5) 市税等を滞納していない者であること。

(6) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、それぞれの障害の種類に応じ、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第24条第1号から第3号に該当する程度であるもの

(新設)

25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

- イ 精神障がい(知的障がいを除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)
第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) から(8)まで (略)

3 (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 (略)

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)
第21条, 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項に掲げる条件を具備する者とみなす。

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)
第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) から(8)まで (略)

3 (略)

(入居者資格の特例)

第6条 (略)

2 (略)

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)
第21条_____

_____の規定により
法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項に掲げる条件を具備する者とみなす。

第8条から第42条まで (略)

第3章 駐車場の管理

第43条及び第44条 (略)

(使用者の選考)

第45条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により当該駐車場の使用者を決定するものとする。この場合において、駐車場を必要とする入居者又は同居者が身体障がい者である場合その他特別の事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときには、優先的に選考して決定することができる。

(使用料の納付)

第46条から第51条まで (略)

第4章 雜則

第52条から第54条まで (略)

第7条から第41条まで (略)

第3章 駐車場の管理

第42条及び第43条 (略)

(使用者の選考)

第44条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により当該駐車場の使用者を決定するものとする。この場合において、駐車場を必要とする入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別の事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときには、優先的に選考して決定することができる。

(使用料の納付)

第45条から第50条まで (略)

第4章 雜則

第51条から第53条まで (略)

号	議案 件数
5	